

平成24年度 法科大学院入学者選抜試験問題

商法・民事訴訟法・刑事訴訟法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3科目で90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、六法の使用を認めません。
5. 解答にあたっては、必ず黒か青のペン（鉛筆は不可）またはボールペンを使用してください。
6. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (3) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
7. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
8. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【商法】

以下の第1問から第15問について、会社法の規定及び判例の趣旨に照らし、正しいもの、誤っているもの又は最も適切なものを1つ選び、その数字を解答欄に記入しなさい。

第1問 会社の種類及び性質について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 公開会社とは定款の定めとは関係なく、株式の譲渡を事実上制限している株式会社である。
2. 大会社は、資本金額か負債合計額が一定額を超えているかどうかで判断される。
3. 会社がその事業としてする行為は、商行為とされていない。
4. 持分会社に含まれるのは、合名会社と合資会社の2つのみである。
5. 委員会設置会社には指名委員会、監査委員会、訴訟委員会の3つの委員会を置かなければならない。

第2問 株式及び株主について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株主に剰余金配当と残余財産分配請求権の全部を与えない定款規定は、無効である。
2. 公開会社の発行可能株式総数は、発行済株式総数の4倍を超えることができない。
3. 最高裁判所の判例によれば、譲渡制限株式を一人会社の株主が譲渡した場合、その譲渡は定款所定の取締役会の承認がなくても会社に対して効力を有する。
4. 議決権制限株式の発行数については、会社法上何も制限は置かれていない。
5. 株主名簿には株主の氏名や住所だけでなく、株式の取得日も記載（記録）される。

第3問 株主総会について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 株主による株主総会の招集請求権は、単独株主権である。
2. 株主総会の招集手続については、省略することができない。

3. 株主が代理人によってその議決権を行使することは、許されていない。
4. 株主総会において取締役が株主から説明を求められた場合、一切説明を拒むことはできない。
5. 株主総会の議長は、総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

第4問 株式会社の機関について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. すべての株式会社には、3人以上の取締役を置くことが義務付けられている。
2. 公開会社の場合には、必ず取締役会を置く必要がある。
3. 株式会社は定款の定めにより、会計参与と会計監査人を同時に置いても良い。
4. 委員会設置会社は、監査役を置いてはならない。
5. たとえ大会社であっても、公開会社でなければ、監査役会を置く必要はない。

第5問 取締役・代表取締役について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 委員会設置会社の取締役は、当該会社の支配人を兼ねることができる。
2. 取締役の任期は公開会社か非公開会社を問わず、一律2年である。
3. 取締役会非設置会社において取締役が2名以上の場合、別段の定めを除き、会社の業務は全員一致で決定しなければならない。
4. 委員会設置会社を除き、代表取締役の氏名及び住所は登記事項とされている。
5. 取締役の報酬等については定款の定めがない場合、取締役会の決議によってその額等を定めなければならない。

第6問 取締役会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい（委員会設置会社は除く）。

1. 取締役会は代表取締役の選定だけでなく、解職も行う。
2. 取締役会は支店の設置等について、その決定を取締役に委任することができる。
3. 取締役会の招集通知は取締役だけでなく、監査役にも発ししなければならない。
4. 最高裁判所の判例によれば、代表取締役解任（解職）の取締役会で当該代表取

締役は特別の利害関係を有する者にあたる。

5. 特別取締役による取締役会の決議を行うには、取締役の数が6人以上でなければならない。

第7問 監査役及び会計監査人について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 株式会社の監査役が、その子会社の取締役を兼ねることは禁止されていない。
2. 会計監査人の任期は、監査役と同じく4年である。
3. 監査役には、取締役会に出席する義務はない。
4. 監査役会は、必ずしも常勤の監査役を選定しなくてもよい。
5. 会計監査人は必要があれば、子会社の業務及び財産の状況についても調査することができる。

第8問 株式会社の計算等について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式会社は、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにそれらの附属明細書を作成しなければならない。
2. 計算書類は、例外なく、定時株主総会の承認を受けなければならない。
3. 株式会社は、臨時決算日における臨時計算書類を作成することができる。
4. 株式の発行における払込額のうち、資本金として計上しない額は、資本準備金として計上しなければならない。
5. 剰余金の配当は、分配可能額を超えてはならない。

第9問 会社の組織再編について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 合併において、権利義務の一部だけを承継することも可能である。
2. 株式会社が合併をする場合、必ず株主総会の承認を要する。
3. 会社分割には吸収分割のほか、設立会社に承継させる新設分割の手続がある。
4. 株式交換においては、合同会社が親会社になることはできない。
5. 株式移転は常に2社以上ですることが必要であり、1社ではできない。

第10問 持分会社について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 持分会社の設立時の定款には、公証人の認証が必要である。
2. 持分会社の持分の譲渡には、常に他の社員全員の承諾を要する。
3. 有限責任社員は、持分会社の業務を執行することはできない。
4. 持分会社の業務執行社員は、善管注意義務と忠実義務を負う。
5. 持分会社の社員は退社した後、会社の債務につき責任を問われることは一切ない。

第11問 以下の記述の空欄に最も適切なものを1つ選びなさい。

社外監査役とは、株式会社の監査役であって、() その会社の取締役等となったことがないものをいう。

1. 10年前までに
2. 5年前までに
3. 過去に
4. 3年前までに
5. 2年前までに

第12問 以下の記述の空欄に最も適切なものを1つ選びなさい。

株式会社の設立の際、() は、設立時発行株式を1株以上引き受けなければならない。

1. 各役員
2. 各取締役
3. 各執行役
4. 各監査役
5. 各発起人

第13問 以下の記述の空欄に最も適切なものを1つ選びなさい。

株式会社は株主を、その有する株式の() に応じて、平等に取り扱わなければならない。

1. 内容
2. 数
3. 内容及び数
4. 性質
5. 特色又は類型

第14問 以下の記述の空欄に最も適切なものを1つ選びなさい。

() は、株式会社の取締役となることができない。

1. 株主
2. 法人
3. 未成年者
4. 使用人
5. 執行役

第15問 以下の記述の空欄に最も適切なものを1つ選びなさい。

公開会社において、新株発行の無効の訴えは、効力発生日から()以内に提起しなければならない。

1. 3年
2. 2年
3. 1年
4. 6か月
5. 3か月

【民事訴訟法】

問1 裁判所の管轄と移送に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 移送の申立てを却下した決定に対しては、不服申立てをすることができない。
- 2 200万円の貸金返還請求訴訟が簡易裁判所に提起された場合、被告が管轄違いの抗弁を提出しないまま本案について弁論すれば、応訴管轄が生じる。
- 3 管轄権の存否に疑いがあれば、裁判所は職権で証拠調べをすることができる。
- 4 80万円の貸金返還請求と60万円の売買代金請求を併合して訴えを提起する場合、簡易裁判所に事物管轄がある。
- 5 管轄も訴訟要件の1つであるが、その判断の基準時は訴え提起時である。

問2 次の記述のうち、判例に照らして訴えの利益が認められるものを2つ選びなさい。

- 1 遺言者 Y_1 がその生存中に不動産の一部を Y_2 に贈与したが、その後 Y_1 に成年後見が開始されたため、 Y_1 の推定相続人 X が、 Y_1 と Y_2 を被告として提起した遺言無効確認の訴え
- 2 建物所有者 A より建物所有権とその賃貸人たる地位を承継した Y が、その建物の賃借人 X の主張する敷金差し入れの事実を争っている場合に、その建物賃貸借契約継続中に X が Y に対して提起した敷金返還請求権存在確認の訴え
- 3 夫から妻への離婚の訴えに対して、妻が夫に対して提起した離婚の反訴
- 4 退職する取締役が退職慰労金を贈呈する株主総会決議の取消しを求める訴えを株主が提起したところ、その後の株主総会で同一内容の決議がなされた場合の、株主総会決議取消しの訴え
- 5 重婚を理由とする後婚の取消訴訟係属中に、後婚が離婚により解消された場合の、後婚取消しの訴え

問3 選定当事者に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 選定当事者の受けた判決は、訴訟係属中に選定行為を行って訴訟を脱退した選定者に対しても、その効力を有する。

- 2 固有必要的共同訴訟の係属中に、共同訴訟人の一部がその中から選定当事者を選定することは許される。
- 3 第一審係属中に選定を受けた選定当事者が、控訴審において選定者のために訴訟行為をなすには、改めて選定行為を受ける必要はない。
- 4 選定当事者が訴訟の係属中に死亡したときは、その相続人が選定当事者の地位を承継する。
- 5 弁護士以外の者を選定当事者に選定する場合でも、裁判所の許可は不要である。

問4 権利能力なき社団に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 権利能力なき社団の名義での不動産登記はできない。
- 2 権利能力なき社団は、その代表者が訴訟を進行する。
- 3 権利能力なき社団としての当事者能力は認められないとした第一審判決に対して、その団体も控訴を提起することができる。
- 4 判例によれば、民法上の組合は、権利能力なき社団として原告となることができる。
- 5 判例によれば、権利能力なき社団として当事者能力が認められるためには、構成員の財産とは区別された団体固有の財産が必要である。

問5 準備的口頭弁論に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 準備的口頭弁論は、受命裁判官に命じて行わせることはできない。
- 2 裁判所は、準備的口頭弁論を行うときは、当事者の意見を聴かなければならない。
- 3 準備的口頭弁論期日において、文書の証拠調べを行うことができる。
- 4 準備的口頭弁論は、争点及び証拠の整理を行う手続であるため、公開する必要はないが、裁判所の許可を得た者は傍聴することができる。
- 5 当事者は、準備的口頭弁論終了後の最初の口頭弁論期日において、準備的口頭弁論の結果を陳述しなければならない。

問6 形式的形成訴訟に関する次の記述のうち、判例に照らし、正しいものの組み合わせを、次の1から5までの中から選びなさい。

ア 境界（筆界）確定訴訟において、審理の結果、境界線が明らかにならなかった場合でも、裁判所は、請求棄却判決をすることができない。

イ 境界（筆界）確定訴訟において、被告が原告の請求を認諾する意思表示をしても、裁判所は、直ちに認諾による訴訟終了をなすことはできないが、審理の結果、原告主張の境界が相当であるとの心証を得た場合には、認諾により訴訟を終了させることができる。

ウ 境界（筆界）確定訴訟において、第一審判決を不服として被告が控訴を提起した場合、不利益変更禁止原則により、控訴審裁判所は、第一審判決を原告に有利に変更することはできない。

エ 共有物分割訴訟は、判断の基礎となる要件事実が一義的に規定されていない形式的形成訴訟であるため、境界（筆界）確定訴訟と同様、共有物分割訴訟で訴訟上の和解をすることはできない。

オ 共有物分割訴訟において、当事者全員が現物の分割を主張していても、裁判所は、目的物を競売してその代金の分割を命じることができる。

- 1 アとエ 2 アとオ 3 イとウ 4 イとオ 5 ウとエ

問7 訴訟代理人に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

1 金銭支払請求訴訟での原告訴訟代理人は、被告である債務者から、訴求している金銭債権について弁済を受領することができる。

2 訴訟代理人が事実について陳述した場合、本人または法定代理人に更正権がある。

3 訴訟代理人がいても、本人もまた訴訟行為をなすことができる。

4 委任者である当事者の死亡は、訴訟代理権の消滅をもたらす。

5 当事者が委任した弁護士を解任した場合でも、相手方へ通知しないと、代理権消滅の効果は生じない。

問8 証拠保全に関する次の記述のうち、誤っているものを2つ選びなさい。

- 1 職権ですることもできる。
- 2 証拠保全の申立ては、相手方を指定することができない場合においても、することができる。
- 3 訴え提起後はできない。
- 4 申立人は「あらかじめ証拠調べをしておかなければその証拠を使用することが困難となる事情」を証明しなければならない。
- 5 受命裁判官に証拠調べをさせることができる。

問9 文書提出命令に関する次の記述のうち、誤っているものを2つ選びなさい。

- 1 判例によると、金融機関の貸出稟議書については、特段の事情のない限り、文書提出義務はない。
- 2 判例によると、原告の申立てにより発令された文書提出命令に対しては、文書の所持者のほか、被告も即時抗告をなしうる。
- 3 判例によると、証拠調べるの必要性がないことを理由とする文書提出命令の申立ての却下決定に対しては、その必要性があることを理由に即時抗告することはできない。
- 4 当事者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、当該文書の記載に関する相手方の主張が当該文書により証明すべき事実かのいずれかを、真実と認めなければならない。
- 5 一般義務を根拠とする文書提出命令の申立ては、書証の申出を文書提出命令の申立てによってする必要がある場合でなければ、することができない。

問10 訴訟の終了事由に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 上告審に係属中は、訴えの取下げも控訴の取下げも可能である。
- 2 人事訴訟では請求の放棄・認諾ができないから、離婚訴訟において請求の放棄がなされても訴訟は終了しない。
- 3 株主代表訴訟では原告である株主は訴訟物である会社の損害賠償請求権の権利者ではないから、被告の取締役と訴訟上の和解をなす余地はない。

- 4 判例によると、貸金返還請求訴訟の被告の訴訟代理人である弁護士は、和解の授權を得ていても、それとは別個にそのための権限を付与されていない限り、分割弁済の見返りに被告の土地に抵当権を設定するという内容の訴訟上の和解を締結することはできない。
- 5 控訴審の口頭弁論期日に当事者双方が連続して2回欠席すると、控訴の取下げがあったものとみなされる。

問11 次の記述のうち、判決には当てはまらないが、決定には当てはまるものは何個あるか。

- ア 告知することによって直ちに効力を生ずる。
- イ 判事補が単独ですることができる。
- ウ 上訴に理由があると認めるときは、原審裁判所は自らした裁判を更正しなければならない。
- エ 原審裁判所が認める場合に限って、最高裁判所に対する上訴が認められる。
- オ 上訴状は原審裁判所に提出する。

1 ①個 2 ②個 3 ③個 4 ④個 5 ⑤個

問12 判決の効力に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 判例によれば、虚偽表示を理由とする真正な登記名義回復のための所有権移転登記手続請求訴訟の請求認容判決の効力は、口頭弁論終結後に被告から虚偽表示の事実について善意で目的不動産の所有権を譲り受けて移転登記を経た者には及ばない。
- 2 売買を原因とする所有権移転登記手続請求訴訟の請求認容判決の効力は、口頭弁論終結前に被告から目的不動産の仮装譲渡を受けて移転登記を経た者に対しては及ばない。
- 3 貸金返還請求訴訟における被告会社（A社）の敗訴判決が確定したが、当該訴訟の口頭弁論終結前に、A社の代表取締役が、債務の履行を事実上免れる目的の下に、新たな会社（B社）を設立してA社の資産を譲渡し、B社で事業を継続し

ている場合には、A社の受けた敗訴判決の効力はB社に及ぶ。

- 4 株主総会決議取消訴訟の判決の効力は、請求認容の場合にも請求棄却の場合にも第三者に及ぶ。
- 5 離婚訴訟の請求認容判決の効力は第三者にも及ぶが、請求棄却判決の効力は当事者間에만及ぶ。

問13 請求の併合に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 1の訴えで数個の請求をする場合には、それらの請求が同一の事実上及び法律上の原因に基づくか、事実上及び法律上同種の原因に基づく場合でなければならない。
- 2 予備的併合における主位請求を認容する判決に対して被告が控訴し、控訴審が主位請求は認められないが予備的請求は認められるとの判断に達したときは、予備的請求について第一審の判断が示されていないので、当事者の審級の利益を確保するために、原判決を取り消して事件を第一審に差し戻すべきである。
- 3 判例によると、予備的請求における主位請求棄却・予備的請求認容の判決に対して被告のみが控訴し、原告が控訴も附帯控訴もしなかった場合には、控訴審は主位請求に理由があり、予備的請求には理由がないとの判断に達したときでも、原判決を取り消し、予備的請求棄却の判決のみをすべきである。
- 4 物の引渡しを求める請求とその執行不能の場合に備えてその物の価額相当額の支払を求める請求を1の訴えでした場合、裁判所は前者の請求が認められると判断した場合には、後者の請求について判決する必要はない。
- 5 離婚訴訟は人事訴訟であり、その離婚原因である事実によって生じた損害の賠償を求める訴えは通常訴訟であるから、両者を併合提起することはできない。

問14 補助参加に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 判例によると、補助参加人は、被参加人についての上訴期間経過後は上訴することができない。
- 2 補助参加の利益の有無は、職権で調査されなければならない。
- 3 補助参加のためには他人間に訴訟が係属することが前提となるから、判決確定

後は補助参加が認められる余地はない。

- 4 判決の効力を受ける者であれば、誰でも補助参加することができる。
- 5 株主総会決議取消訴訟において、総会決議によって選任された取締役が会社側に補助参加した場合、会社についての上訴期間が経過しても、取締役は自己についての上訴期間が経過していなければ上訴をすることができる。

問15 支払督促に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 支払督促を発付する権限を有するのは簡易裁判所の裁判所書記官である。
- 2 支払督促は金銭債権に関してのみ発付することができる。
- 3 支払督促を発付するには、事前に必ず債務者を審尋しなければならない。
- 4 仮執行宣言付支払督促の送達後2週間の不変期間内に債務者からの督促異議の申立てがないと、当該支払督促に既判力が生ずる。
- 5 支払督促に対して督促異議の申立てがあると、督促異議に係る請求の価額にかかわらず、簡易裁判所に訴えの提起があったものとみなされる。

【刑事訴訟法】

【No. 1】 現行のわが国の刑事訴訟制度が採用している原理・原則・制度の組合せにつき、正しいものを1つ選べ（2点）。

（捜査手続）	（公判手続）	（証拠法）	（上訴手続）
(1) 令状主義	弁論主義	証拠裁判主義	統審制度
(2) 任意捜査の原則	弾劾主義	証拠裁判主義	事後審制度
(3) 令状主義	口頭主義	法定証拠主義	統審制度
(4) 強制処分法定主義	糾問主義	自由心証主義	事後審制度
(5) 警察比例の原則	職権主義	自由心証主義	覆審制度

【No. 2】 わが国の刑事訴訟における手続参加者とその権利または権限の組合せにつき、正しいものを1つ選べ（2点）。

- (1) 受訴裁判所の裁判長—第1回公判期日以前の被告人の保釈の裁判
- (2) 被告人—即決裁判に付す旨の請求
- (3) 検察官—微罪処分
- (4) 勾留中の被告人の弁護人—保釈請求
- (5) 被害者参加人—公判前整理手続への出席

【No. 3】 以下の文章のうち、正しいものを1つ選べ（2点）。

- (1) 憲法33条は「現行犯として逮捕される場合」には、司法官憲の発する令状によらずとも逮捕することを許しているだけであるから、最高裁判所の判例によれば、刑事訴訟法210条にいう緊急逮捕は違憲である。
- (2) 検察官、検察事務官または司法警察職員は逮捕状により被疑者を逮捕することができるから、同時に、これらの者は逮捕状を請求することもできる。
- (3) 司法巡査が逮捕状により被疑者を逮捕した場合には、直ちに司法警察員に被疑者を引致し、司法警察員は被疑者に犯罪事実の要旨、弁護人選任権の告知、弁解の機会を付与しなければならない。

- (4) 最高裁判所の判例によれば、現行犯人を逮捕しようと追いかけているAの依頼を受けて、さらに現行犯人を追跡したBはその現行犯人を逮捕することはできない。
- (5) 現行犯逮捕は憲法が認める例外的なものであるから、被逮捕者は実行行為者本人に限られ、その者に犯罪を教唆した者については、たとえその者が犯行現場において教唆したことが逮捕者にとって明らかであっても、現行犯逮捕することはできない。

【No. 4】 以下の文章のうち、正しいものを1つ選べ（3点）。

- (1) 逮捕・勾留の目的は被疑者の逃亡や罪証隠滅の防止にあるから、たとえ被疑者が逮捕・勾留中に取調べに応じても、被疑者の取調べを行うことはできない。
- (2) いわゆる逮捕前置主義によれば、勾留請求が認められるためにはそれに先行する逮捕手続が適法でなければならないことを求めており、この点について、Aを緊急逮捕すべきにもかかわらず違法な現行犯逮捕が行われた後に、Aに対する勾留請求は認められないことになる。
- (3) いわゆる逮捕前置主義は、勾留請求の根拠となる罪名がそれに先行する逮捕の罪名と同一でなければならないことを求めているから、傷害罪でAを逮捕した後に、被害者が死亡した場合には、傷害致死で勾留請求は認められないから、改めて傷害致死罪でAを逮捕した後でなければ、Aを勾留することができない。
- (4) 同一被疑事実による再逮捕・再勾留は、逮捕・勾留の時間的制限を無意味にすることから原則として避けるべきであるが、Aに対する殺人未遂事件でBを逮捕・釈放後、さらなる捜査をした結果、Bの殺意が認定できる証拠が差し押さえられた場合に、不当な逮捕の蒸し返しではないと評価できるならば、Aを再び同一被疑事実で逮捕することができないわけではない。
- (5) 同一被疑事実による被疑者の逮捕を認めてしまうと、現行法が予定している逮捕・勾留の時間的な制限を無意味にすることから、同一被疑事実による逮捕状の発付請求があった場合には、裁判官はその請求を却下しなければならない。

【No. 5】 以下の a ないし g の警察官による犯罪予防活動及び捜査活動のうち、それらの法的性格が行政警察活動・任意処分のもとと強制処分のもとに区分した場合の組合せにつき、正しいものを 1 つ選べ。但し、学説及び判例が対立している場合には、最高裁判所の判例に従うものとする（4 点）。

a. 被疑者が宿泊を希望したことから警部が宿泊場所を提供して行った 3 日間の取調べ b. ナイフを用いた恐喝事件の被疑者を司法巡査が準現行犯逮捕した後、にその現場でナイフを差し押さえること c. 覚せい剤の買い手を探している売人に巡査部長が買い手を装って接触するおとり捜査 d. 司法巡査が職務質問を無視した者を追いかけてその左手を掴む行為 e. 警視による覚せい剤売買の取引を内容とする FAX の傍受 f. 司法巡査が公道上のごみ集積所にごみとして捨てられた物の取得 g. 警部補による配達途中にある荷物に対する X 線検査

- (1) 行政警察活動・任意処分：a. b. c. g. 強制処分：d. e. f.
- (2) 行政警察活動・任意処分：a. c. d. 強制処分：b. e. f. g.
- (3) 行政警察活動・任意処分：b. d. e. g. 強制処分：a. c. f.
- (4) 行政警察活動・任意処分：b. e. f. 強制処分：a. c. d. g.
- (5) 行政警察活動・任意処分：a. c. d. f. 強制処分：b. e. g.

次の文章を読み、以下の問い【No. 6・7】に答えよ。

警察官 A らは、平成 23 年 7 月 7 日午後 9 時から、繁華街の近くの橋のたもとで、飲酒運転をはじめとした交通違反の取締りを行っていた。同日午後 11 時 35 分頃、自家用自動車を運転している B が警察官 A の誘導に応じ、自動車を止め免許証を提出したところ、A は、B の顔が赤く、B の吐く息が酒臭く、言葉に乱れがあったことを確認した。

【No. 6】 以上の事実を前提とした上で、警察官 A らの行った交通違反の取締りの法的根拠につき、正しいものを 1 つ選べ。但し、最高裁判所の判例がある場合には、最高裁判所の判例に従うものとする（2 点）。

- (1) 憲法31条
- (2) 刑事訴訟法197条1項
- (3) 警察法2条1項
- (4) 警察官職務執行法2条1項
- (5) 法的根拠はない

【No. 7】 以上の事実を前提とした上で、その後の手続につき、正しいものを1つ選べ。但し、最高裁判所の判例がある場合には、最高裁判所の判例に従うものとする。道路交通法は本問末尾を参照のこと（2点）。

- (1) Aは、Bが呼気検査を拒否した場合には、道路交通法67条3項に基づき呼気検査を行うことができるから、これを拒否した場合に同法118条の2に基づき、3月以下の懲役または罰金に処すことは、Bの自己罪負拒否特権を侵害するものではない。
- (2) AがBの拒否にもかかわらず、呼気検査を実施することは、憲法38条1項の不利益供述の強要禁止に違反する。
- (3) Aは、Bの呼気検査を実施したところ、呼気1リットルにつき、0.4ミリグラムのアルコールが検出された場合、Bを必ず現行犯逮捕しなければならない。
- (4) Aは、Bの呼気検査を実施したところ、呼気1リットルにつき、0.4ミリグラムのアルコールが検出されたため、道路交通法117条の3の2第2号違反としてBを現行犯逮捕すると同時に、その被疑事実に基づき刑事訴訟法220条1項2号に基づき、Bの運転する自動車の助手席に置かれていた覚せい剤を差し押さえることができる。
- (5) Aが、Bの様子を観察した結果を、いわゆる酒酔い認識カードに記載されている被疑者の外部的状態に関する記載のある欄に、被疑者の言語、動作、酒臭、外貌、態度等の外部的状態に関する所定の項目につき所定の評語に印を付けて記載した部分は、伝聞証拠に該当するから、その酒酔い認識カードに証拠能力を認めるためには、公判期日にAが証人として出廷する必要はない。

道路交通法

第65条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

- ② 何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、車両等を提供してはならない。
- ③ 何人も、第1項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。
- ④ 何人も、車両（トロリーバス及び道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業（以下単に「旅客自動車運送事業」という。）の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第117条の2の2第4号及び第117条の3の2第2号において同じ。）の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第1項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

第67条 警察官は、車両等の運転者が第64条、第65条第1項、第66条、第71条の4第3項から第6項まで又は第85条第5項若しくは第6項の規定に違反して車両等を運転していると認めるときは、当該車両等を停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、第92条第1項の運転免許証又は第107条の2の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

- ② 前項に定めるもののほか、警察官は、車両等の運転者が車両等の運転に関しこの法律（第64条、第65条第1項、第66条、第71条の4第3項から第6項まで並びに第85条第5項及び第6項を除く。）若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反し、又は車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊（以下「交通事故」という。）を起こした場合において、当該車両等の運転者に引き続き当該車両等を運転させることができるかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該車両等の運転者に対し、第92条第1項の運転免許証又は第107条の2の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。
- ③ 車両等に乗車し、又は乗車しようとしている者が第65条第1項の規定に違反して車両等を運転するおそれがあると認められるときは、警察官は、次項の規定による措置に関し、その者が身体に保有しているアルコールの程度について調査するため、政令で定めるところにより、その者の呼気の検査をすることができる。
- ④ 前3項の場合において、当該車両等の運転者が第64条、第65条第1項、第66条、第71条の4第3項から第6項まで又は第85条第5項若しくは第6項の規定に違反して車両等を運転するおそれがあるときは、警察官は、その者が正常な運転ができる状態になるまで車両等の運転をしてはならない旨を指示する等道路における交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとることができる。

第117条の3の2 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第65条（酒気帯び運転等の禁止）第3項の規定に違反して酒類を提供した者（当該違反により当該酒類の提供を受けた者が身体に第117条の2の2第1号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等（軽車両を除く。）を運転した場合に限るものとし、同条第3号に該当する場合を除く。）
- (2) 第65条（酒気帯び運転等の禁止）第4項の規定に違反した者（当該同乗した車両（軽車両を除く。以下この号において同じ。）の運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転し、又は身体に第117条の2の2第1号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両を運転した場合に限るものとし、同条第4号に該当する場合を除く。）

第118条の2 第67条（危険防止の措置）第3項の規定による警察官の検査を拒み、又は妨げた者は、3月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【No. 8】 平成23年9月5日午後3時に、司法警察員Aは、Bが賃貸契約をしているマンション××203号室を搜索場所とし、覚せい剤を差押対象物とする搜索差押許可状の発付を受け、翌日午前7時15分に、マンション××203号室に向った。以上の事実を前提とした上で、その後に生じた事実とそれに対するAらの対応に関する以下の文章のうち、正しいものを1つ選べ。但し、最高裁判所の判例がある場合には、最高裁判所の判例に従うものとする（3点）。

- (1) Aらは、既に発付された令状に基づき、搜索の開始後にマンション××203号室に届けられたBがB宛てに送った小包をBが受領した後に開破することができ、その中に、覚せい剤がある場合には、その覚せい剤を差し押さえることができる。
- (2) Aらは、既に発付された令状に基づき、搜索の開始後にマンション××203号室に小包を届けにきた管理人の身体を搜索することができる。
- (3) Aらは、既に発付された令状に基づき、マンション××の1階にある管理人室に置かれている管理人の財布の中身を搜索することができる。
- (4) Aらは、既に発付された令状に基づき、Bの尿を強制的に採取することができる。
- (5) Aらは、搜索の開始後に、Bのセカンドバックの中にある覚せい剤が発見された場合には、覚せい剤がBのセカンドバックの中にあるという状況を写真撮影す

ることができるが、この場合には、新たに検証令状が必要である。

【No. 9】 以下の文章のうち、正しいものを1つ選べ（2点）。

- (1) 弁護人を依頼することができる者は、被疑者または被告人本人に限られる。
- (2) 弁護人と依頼人との間で弁護契約が結ばれた場合には、弁護人は依頼人のために誠実に業務を行う必要があるが、控訴審で初めて選任された弁護人が第1審判決の記録を精査しても控訴理由が見つからない場合には、控訴理由がない旨の控訴趣意書を差し出すことができる。
- (3) 被告人が第1審判決に対して控訴を申し立てた場合には、控訴審においても第1審手続で選任された弁護人の選任届の効力は失われない。
- (4) 被疑者の弁護人となろうとする者が、被疑者が留置されている警察留置場に赴いたところ、被疑者が検証で犯行現場にいることを理由に司法警察員が接見の日時を指定した場合は、最高裁判所の判例によれば、弁護人はその固有の接見交通権を侵害されたことを理由に国家賠償請求を行うことができる。
- (5) 恐喝事件で起訴された被告人が、余罪である強盗事件につき勾留されている場合に、強盗事件のみに選任された弁護人が依頼人との接見を求めた場合には、最高裁判所の判例によれば、司法警察職員は、被告事件の防御に影響を生じない限り、接見指定を行うことができる。

【No.10】 窃盗の被害を受けたと主張したAの告訴を受けた事件につき、司法警察員Bからの事件の送致を受け、検察官Cは、被疑者Dに対して起訴猶予の処分を行った。この一連の起訴猶予処分をめぐる当事者AないしDの行為のうち、正しいものを1つ選べ（2点）。

- (1) Bは窃盗事件が軽微であることから、捜査の結果得られた証拠の一部のみをCに送致した。
- (2) Cは起訴猶予の処分を行ったことから、Aに起訴猶予を行った旨及びその理由を同時に告知した。

- (3) Aの被害が軽微であり、DがAに被害弁償を行ったことが判明したことから、Cは刑事訴訟法248条に基づいて、起訴猶予の処分を行った。
- (4) AはCのした起訴猶予処分に納得することができないので、裁判所に付審判請求を行った。
- (5) AはCのした起訴猶予処分に納得することができないので、起訴猶予処分を行ったCに対して、国家賠償請求訴訟を提起した。

【No.11】 即決裁判手続において適用が制限されるものを1つ選べ（2点）。

- (1) 被告人の保釈
- (2) 被告人質問
- (3) 自白法則
- (4) 補強法則
- (5) 伝聞法則

【No.12】 ある傷害被告事件につき、被告人は公訴事実を全面に争っている。この事件における手続参加者の活動につき、正しいものを1つ選べ（3点）。

- (1) 検察官は、被告人が黙秘権を行使している態度を、刑の量定において、被告人に不利に斟酌すべきと主張している。
- (2) 逮捕前に、被告人がテレビ局のインタビューに対し、犯行当日に被害者宅にいた旨述べた状況がテレビ放映されたが、検察官は、その番組を録画したビデオテープを証拠調べ請求することができない。
- (3) 被告人の犯罪行為によって傷害を負ったので被告人を赦すことはできないという旨の記載のある被害者の書面が刑事訴訟法292条の2によって提出されたが、裁判所は同書面によって公訴事実を認定することができる。
- (4) 裁判所は、手段・方法が類似する余罪が起訴されていないので、その余罪を併合罪として処断しなければ被告人に不当に軽い刑罰が言い渡されることを理由として、その余罪を刑の量定において考慮することが許される。

- (5) 裁判所は、最終弁論における被告人の被害者を傷害したことはないという旨の陳述を、証拠として採用することが許される。

【No.13】 覚せい剤を自己使用したとして起訴された被告人に対する刑事手続のうち、以下の a ないし j を並べると、5 番目に来るものと 7 番目に来るものの組合せにつき、正しいものを 1 つ選べ（4 点）。

a. 検察官による被告人が覚せい剤を自己使用した自白を内容とする供述調書の朗読 b. 裁判長による被告人への黙秘権の告知 c. 被告人の最終陳述 d. 証明予定事実記載書面の被告人・弁護人への開示 e. 検察官による弁論としての論告及び求刑 f. 裁判長による人定質問 g. 公判前整理手続に付す旨の決定 h. 裁判長による主文の告知 i. 検察官による起訴状朗読

- (1) b. c.
(2) i. e.
(3) f. c.
(4) b. e.
(5) i. a.

【No.14】 犯行現場における写真撮影及びその結果得られた写真の証拠能力のうち、最高裁判所の判例の立場につき、正しいものを 1 つ選べ（3 点）。

- (1) 被疑者は肖像権を有しており、犯行現場における被疑者に対する写真撮影の法的性格を強制処分としていることから、裁判官によって検証令状が発付されなければ、逮捕されていない被疑者の写真撮影を行うことができない。
- (2) 被疑者は肖像権を有しており、犯行現場における被疑者に対する写真撮影の法的性格を任意処分としているが、現に犯罪が行われもしくは行われたのち間がないと認められる場合であって、しかも証拠保全の必要性および緊急性があり、かつその撮影が一般的に許容される限度をこえない相当な方法をもって行われると

きには、令状によらずに、被疑者の写真撮影を行うことができるとしているから、強盗殺人事件の発生から3日後、捜査機関が、強盗殺人事件の犯人と被告人の同一性を確認するため、公道上を歩く被疑者を密かに写真撮影することはできない。

- (3) 犯行現場で撮影された写真については、撮影・編集の過程において、撮影者が故意に犯行現場の一部を撮影しなかったり、意図的な編集を加えることが可能であるから、その写真に証拠能力を付与するためには、公訴事実と写真との間に関連性があり、かつ、公判廷において、その写真を展示すればよく、その撮影者が証人尋問において、撮影・編集の過程に作為的に誤りを加えていない旨を供述する必要がある。
- (4) 犯行現場で撮影された写真に証拠能力を付与するには、公訴事実と写真との間に関連性があり、かつ、公判廷において、その写真を展示すればよいから、その撮影者を証人として尋問し、その者が撮影・編集の過程に作為的に誤りを加えていない旨を供述する必要まではない。
- (5) 犯行現場で撮影された写真に証拠能力を付与するには、公訴事実と写真との間に関連性が不明確であっても、公判廷において、その写真を展示するだけでよく、その撮影者を証人として尋問し、その者が撮影・編集の過程に作為的に誤りを加えていない旨を供述する必要まではない。

【No.15】 被告人は、平成17年1月より同年8月までの間に、東京都内において閉店後の店内に特殊工具を用いて侵入し、売上金を盗み、その後、自ら110番通報して逃走するという合計25件の建造物侵入・窃盗罪により、平成17年11月に懲役2年6月の有罪判決を受け、同判決は同年12月に確定した（以下、「前訴」とする）。その後、被告人は、平成17年6月より平成22年8月までの間に、東京都内において同様の手口で合計24件の建造物侵入・窃盗を行ったとして単純窃盗罪で起訴された（以下、「後訴」とする）。以上の事実を前提とした上で、以下の文章のうち、正しいものを1つ選べ。但し、最高裁判所の判例がある場合には、最高裁判所の判例に従うものとする（4点）。

- (1) 被告人の前訴及び後訴は実体的には常習窃盗として評価することができるから、

この場合には、裁判所は後訴について公訴棄却の判決を言い渡さなければならない。

- (2) 被告人の前訴及び後訴は実体的には常習窃盗として評価することができるから、この場合には、裁判所は後訴について免訴の判決を言い渡さなければならない。
- (3) 前訴及び後訴は実体的には常習窃盗として評価されうる数個の窃盗罪であるが、検察官が後訴につき単純窃盗罪で公訴を提起した場合には、前訴の一事不再理効は後訴には及ぶことはありえないから、裁判所は後訴について有罪判決を言い渡すことができる。
- (4) 前訴及び後訴は実体的には常習窃盗として評価されうる数個の窃盗罪であるから、検察官が後訴につき単純窃盗罪で公訴を提起することができないが、前訴の捜査の当時に、後訴の一部を構成する窃盗罪について判明しない場合には、裁判所はその部分についてのみ有罪判決を言い渡すことができ、それ以外については公訴棄却の判決を言い渡さなければならない。
- (5) 前訴及び後訴は実体的には常習窃盗として評価されうる数個の窃盗罪であるから、検察官が後訴につき単純窃盗罪で公訴を提起することができないが、後訴につき共同正犯者がいる場合には、前訴の一事不再理効はその共同正犯者に及ぶことから、裁判所は検察官が後訴につきその共同正犯者を単純窃盗罪で公訴を提起した場合には、免訴判決を言い渡さなければならない。